

五所川原市子ども医療費給付事業



給付対象年齢と給付内容

以下のすべての条件に該当する方が対象です。

- ・出生～18歳到達以後の最初の3月31日までの子ども
- ・子どもが健康保険に加入していること
- ・子どもがひとり親家庭等医療費の助成または生活保護を受けていないこと

対象児	給付内容	給付方法
出生～18歳到達以後の最初の3月31日まで	入院・通院にかかる医療費 (保険外・食事代は除く)	現物給付

受給資格証の交付申請に必要なもの

- ・子どもの健康保険証
- ・保護者の通帳
- ・保護者、子どものマイナンバーがわかるもの

ご 注 意

- 受給資格証は毎回必ず医療機関にご提示ください。
- 入院時は「限度額適用認定証」(保険者から交付されます)も提示してください。(確認できない場合は医療機関窓口でお支払い後、後日助成されることとなります。)
- 市外へ転出の際は、転出届時に受給資格証を必ず返却してください。転出後に受給資格証を使用した自己負担分は、後日請求させていただきます。
- 附加給付金、高額療養費制度に該当する医療費がある場合は加入健康保険からの支給となります。(別途、保険者への手続きが必要となる場合があります。)
- 学校管理下でけがをした場合は、子ども医療費受給資格証は使用せず、医療機関窓口でお支払い後、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ申請をしていただきますようお願いします。

●現物給付の取扱をしていない医療機関(県外医療機関、整骨院等)を受診した場合や、受給資格証の未提示等により、医療機関窓口での支払があった場合

「領収証(1ヵ月分をまとめて)」「健康保険証」「受給資格証」「認印」を持参して市役所へ申請してください。

※診療の翌月から2年間申請できます。

※郵送手続きをされる方は「領収証(原本)」「受給資格証のコピー」、領収書の返送を希望する方は「返信用切手・封筒」を同封し裏面の問合せ先へ郵送してください。

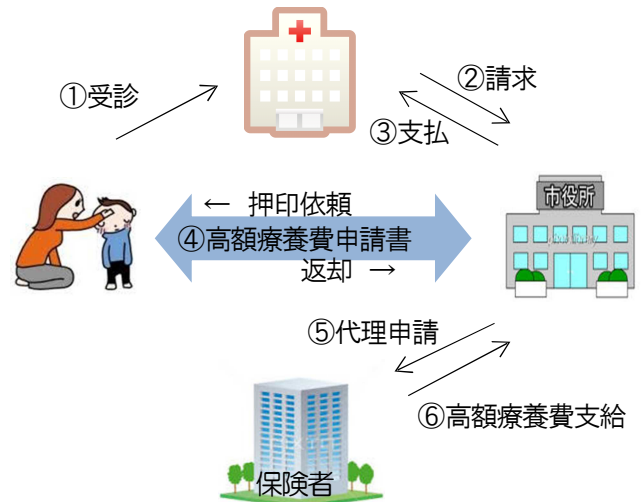
受給資格証の更新

受給資格証の有効期限は毎年7月31日です。毎年7月中に新しい受給資格証を送付します。(自動更新)ただし、未就学児の保護者で、市で所得が確認できない方には別途手続きをお願いすることがあります。

高額療養費等との調整について

1 か月にかかった医療費が一定の額を超えた場合、その超えた額が「高額療養費」として、加入する保険者から支給されます。受給者証を提示して受診した場合、医療費の一部負担金は市が負担しておりますので、高額療養費は市が直接健康保険に請求させていただきます。その際、被保険者の委任状等が必要となりますので、対象となるかたには別途お知らせします。

また、被保険者の方が健康保険から直接、高額療養費の支給を受けた場合は、後日、市へ返還していただくことになります。



療養費を受けられる場合

- 療養費の対象となるもの
- ・やむを得ない理由により、保険証で治療を受けられなかったとき
 - ・コルセット等の補装具の購入費用（医師が必要と認めた場合）
 - ・骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
 - ・あんま、マッサージ、はり、きゅう等の施術を受けたとき
 - ・生血の輸血をしたときの費用
 - ・海外渡航中に病気やけがで治療を受けたとき

表面「●現物給付の取扱をしていない医療機関（県外医療機関、整骨院等）を受診した場合や、受給資格証の未提示により、医療機関窓口で支払があった場合」に加え、

各保険者から被保険者へ通知される療養費の支給決定通知書を添付してください。

- 保険証の種類・番号・保護者氏名・振込先口座などに変更があった場合は、市役所に届出をお願いします。

【問合せ】

〒037-8686 五所川原市布屋町41番地1
五所川原市役所 TEL0173-35-2111（代表）
子育て支援課 手当医療係（内線2484）
または 金木総合支所 総合窓口係（内線3134）
市浦総合支所 総合窓口係（内線4066）

子育て支援課

